

地方交付税＋臨時財政対策債発行額＝①－②

本県の2800億円の不足分は臨時財政対策債発行で補った。

なお、臨時財政対策債の元利償還相当額（借金返済額）について、国はその全額を後年度地方交付税算式の①に「入れる」と決める。（地方交付税法第6条の3の2項）

ちなみに①に「入れる」ことを「地方交付税措置」という。

このように地方債元利償還（借金返済）のため、国が地方交付税措置する地方債というものは他にあるのか調べると、色々出てきた。

減収補てん債

財源対策債

減税補てん債

災害復旧債

臨時税収補てん債

などがある。

国と地方が連携すべきこと！

今後、高齢化、景気の低迷により、地方交付税＋臨時財政対策債発行はどんどん肥大化していくことになる。この制度は足らざるを補うという制度であり、工夫と努力を求める要素が希薄で、今の時代には合わない。

参考のために2002年10月2日に全国経済同友会が提案した制度を抜粋する。

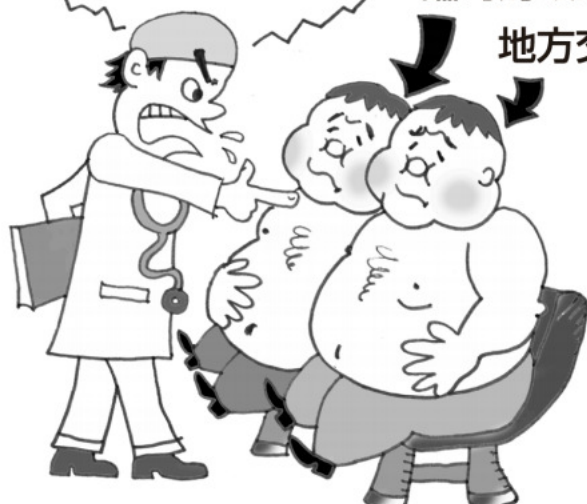
「行政サービスの内容・水準などの財政需要を基準にして税収等では不足する分を財源保障するのではなく、例えば一人当たり税収を基準とするなど、税収力を補完するような財政調整の

仕組みとすることが適当である。」恐らくこの新制度導入で神奈川を含め多くの自治体は大変な改革を求められる。

しかし、現状を放置するわけには行かない。具体的に言うと事業費、人件費の抜本の見直しは避けられないということだ。

非常に深刻だ。
もっと真面目に
やせる努力を
しなさい！！

臨時財政対策債
地方交付税



早朝駅前にて、井手の政策と実績を報告する



長後駅前にて「井手たく新聞」を配る様子